

## 須賀川市条例第8号

### 須賀川市犯罪被害者等支援条例

#### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ることにより、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に貢献することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。
- (4) 市民 市内に居住する者、通勤する者若しくは通学する者又は市内で活動を行う者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害を受けることをいう。
- (8) 関係機関 国、福島県その他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

#### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、次に掲げる事項を基本として適切に行われるものとする。

- (1) 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われること。
- (2) 犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、犯罪被害者等に二次被害及び再被害（以下「二次被害等」という。）が生じることのないよう十分に配慮されること。
- (3) 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく行われること。
- (4) 市及び関係機関による相互の連携及び協力の下で行われること。

（市の責務）

第4条 市は、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援が円滑に実施されるよう、関係機関と連絡調整を緊密に行うものとする。

（市民及び事業者の責務）

第5条 市民及び事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害等を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、犯罪被害者等がその被害に係る各種手続に適切に関与することができるよう、就労、勤務、休暇等について、配慮するものとする。

（相談、情報の提供等）

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、前項の規定による相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を置くものとする。

（経済的負担の軽減）

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するために必要な施策を実施するものとする。

（日常生活の支援）

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるよう必要な施策を実施するものとする。

(心身に受けた影響からの回復支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を実施するものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等の安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を実施するものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るために必要な施策を実施するものとする。

(雇用の安定)

第12条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促すとともに、犯罪被害者等の就労支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第13条 市は、犯罪被害者等に対する市民及び事業者の関心を高め、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害等が生じることのないよう配慮することの重要性等について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な施策を実施するものとする。

(学校等における支援)

第14条 市は、犯罪被害者等が児童、生徒等であるときは、小学校、中学校等と連携し、必要な支援を行うことができるよう施策を実施するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第15条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(支援の制限)

第16条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合又は犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。